

高松市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見および措置内容をそれぞれ同条第9項、第10項および第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成15年6月12日

高松市監査委員 花 崎 政 美
 同 吉 田 正 己
 同 綾 野 和 男
 同 鎌 田 基 志

平成15年度定期監査結果報告等について

第1 土木部

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成14年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部	課 等	事 務	
土木部	監 理 課 (技 術 検 査 室) 道 路 課 交 通 安 全 対 策 課 河 港 課 建 築 課 住 宅 課 下 水 道 管 理 課 下 水 道 施 設 課 下 水 道 建 設 課	平成14年4月1 日から平成15年 3月31日までに 執行した事務およ び財務に関する事 務の執行	平成15年4月1日 から平成15年5月 12日まで

(2) 監査の方法

平成14年度に執行した事務および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等からそれぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、130万円以下の工事に係る施工状況等について現地監査を行った。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、本監査期間中に、近隣他都市の小規模公共工事に関して、当該市長の要求に基づく監査の結果、不適切な実態が判明した。このようなことから、本市においては、今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な工事の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 市内出張命令処理の簡素化をすべきもの

監督員または検査員が現場に出向いた日の市内出張命令を監査したところ、高松市職員服務規程第14条ただし書の規定に基づく命令を受けていない処理が見受けられたので、今後は、同規定に基づき命令を受けられたい。

また、職員の庁用自動車等による市内出張は、土木部において頻繁に行われることから、現行の市内出張命令簿と庁用自動車運転報告表

による事務処理では非効率であり，関係課と協議の上，事務処理方法の簡素化も検討されたい。

(監理課)

イ 行政財産の目的外使用許可の更新に係る申請期日を適正にさせるべきもの
行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準では，公有財産管理者は，同使用許可を受けた者が使用許可の更新をしようとするときは，更新に係る行政財産使用許可申請書を期限内（同使用許可書が少なくとも使用開始予定日の15日前までに申請者に届くこと）に提出させることと規定しているが，都市下水路用地等に係る行政財産の目的外使用許可決定伺決裁では，同期限後に提出された行政財産使用許可延長願により許可決定を行っているので，今後は，同基準に基づき，適正な申請をさせるよう，申請者を指導されたい。

(下水道管理課)

ウ 行政財産の目的外使用許可の期間を適正にすべきもの

行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準第7項第2号では，行政財産を電気または電気通信の線路等を設置するために使用させる場合の使用許可期間は，3年以内とすることと規定しているが，川西川都市下水路用地等の一部を電柱の敷地として使用許可を決定した決裁は，その期間を5年としているので，今後は，同規定に基づき適正に処理されたい。

(下水道管理課)

エ 水洗便所改造資金の貸付けに係る市税の完納状況の確認を適正に行うべきもの

水洗便所に改造等をしようとする者が，市からその資金の貸付けを受けられる要件として，高松市水洗便所改造資金貸付条例第3条第1項では，市税を完納していることと規定しているが，同資金貸付決定伺決裁のうち，市税の完納状況を確認できないものが見受けられたので，市税の完納を確認したときは，その事実を証する書類を決裁に添付するなど，適正な事務処理をされたい。

(下水道管理課)

(5) 今回の監査で指摘した事項およびそれに対する措置内容

ア 高松駅前広場管理等委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

(ア) 改善を要する事項

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定しているが、高松駅前広場管理等委託契約締結伺決裁には、仕様書が添付されていないので、今後は、その業務内容が明確になるよう、同規定に基づき仕様書を作成し、同決裁に添付するとともに、仕様書等には、受託者が受託業務の一部を第三者に再委託する際の事項を明記されたい。

(イ) 措置された内容

高松駅前広場管理等委託契約に係る仕様書については、業務内容および受託業務の一部を第三者に再委託できる事項を明記した仕様書を作成し、平成15年5月7日付けで契約締結伺決裁に添付するとともに、同契約書にも添付した。

(道路課)

2 監査委員の意見

(1) 競争見積合わせに係る業者選定数について

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合は、なるべく2以上の者から見積書を提出させなければならないと規定されている。

一方、契約事務の取扱いについて(平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知)等では、競争見積合わせによる随意契約を行う場合の業者選定は、3者以上とすることとされている。

見積書の徴取に当たっては、業務履行の能力と実績を有する業者を幅広く選定し、競争性を高め、より適正な価格での契約ができるよう努めなければならないことを規定上、明確化するため、高松市契約規則第18条第2項の見積書の提出に係る業者選定数の規定改正を前向きに検討されたい。

(監理課)

(2) 行政財産の目的外使用許可期間の見直しについて

行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準第7項第2号では、行政財産を電気または電気通信の線路等を設置するために使用させる場合の使用許可期間は、3年以内とすることと規定しているが、今回の監査で指摘した事項にもあるように、同期間を5年としている事例が、他の部局でも見受けられたので、電柱等のように恒常的に使用されるものは、同使用許可に係る事務処理の簡素化を図るためにも、同期間の見直しについて、関係課と検討されたい。

(下水道管理課・管財課)

(3) 工事請負契約の適切な処理について

工事請負契約については、契約関係書類の記載事項等に一部訂正漏れなどの不適切な処理があったので、訂正等の必要が生じたときは、適宜、補正し、事務の適正な執行管理に努められたい。

(下水道建設課)

(4) 近隣地区での同一種別・同一時期の工事に係る発注方法について

近隣地区において、随意契約により予定金額130万円以下で、同一種別の工事を同一時期に複数発注する場合は、課内で発注方法の調整を十分に図り、特殊性・緊急性を要するなど特別な理由による工事を除き、これらの工事を一括して契約を締結できるよう、今後においては、競争入札に付するなど、工事の適正な発注方法を検討されたい。

(下水道建設課)

第2 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 歳計現金の運用先決定決裁の預入期間を正確に記載すべきもの

(1) 改善を要する事項（要旨）

歳計現金の運用先決定決裁に記載している預入期間の表示が、金融機関に依頼する利率等の引合提示依頼文に記載している預入期間の表示と異なっているため、同一の預入期間となるよう、正確に記載されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成15年3月31日）

運用先決定決裁の預入期間の記入誤りについては、金融機関に提示する利率等提示連絡票の預入期間と合致するよう、訂正処理を行った。

（出納室）

2 業者選定の際に業務遂行可能な業者を確認すべきもの

(1) 改善を要する事項（要旨）

分煙機器保守点検業務委託契約については、「市内における唯一の代理店であり、他に保守点検が可能な業者が無い」ことを理由に一者随意契約としているが、実際には、市内には他にも代理店および保守点検可能業者があるので、業務遂行可能な業者の確認を徹底した上で見積徴取されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成15年3月31日）

平成14年度分煙機器保守点検業務については、業務遂行可能な業者3者による競争見積を行い、最も安価な業者に保守点検を委託した。

（出納室）

3 委託契約締結に係る仕様書の作成および見積書の徴取を行うべきもの

(1) 改善を要する事項（要旨）

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合は、仕様書等見積りに必要な事項を示し、見積書を提出させることと規定しているが、男木島および女木島の簡易水道施設維持管理およびメータ検針事務委託契約においては、仕様書を作成しておらず、また、見積書も徴取していないため、同規定に基づき適正に処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成15年5月14日）

平成15年度男木島および女木島簡易水道施設維持管理およびメータ検針事務委託契約については、仕様書を作成し、見積書の徴取を行い、契約を締結した。

（水道局浄水課）